

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
評議員選定委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟の定款第11条(評議員の選任及び解任)第4項に基づき、評議員選定委員会(以下、本委員会という)の運営について定める。

(委員の選任時期)

第2条 本委員会の委員の選任は、評議員改選期(4年毎)の前年度最終の理事会(6月開催)において行う。

2. 第4条に規定する補充の場合はその限りでない。

(委員の任期)

第3条 本委員会の委員の任期は、次の評議員改選期の委員が選任される理事会までの4年間とする。

(委員の補充)

第4条 本委員会の委員が任期中に辞任した場合には、理事会において後任を選任することができる。補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(委員長)

第5条 本委員会に1名の委員長を置く。委員長は外部委員の中から互選で選出する。委員長は委員会を招集し、その議長を務める。

(評議員候補者の推薦)

第6条 評議員候補者の推薦期間は、評議員改選期の7月1日から1ヶ月間とする。

(評議員選定委員会の開催)

第7条 評議員選定委員会は、評議員改選期の8月1日から1ヶ月以内に開催し、評議員を選定する。

2. 第8条に規定する補充の場合はその限りでない。

(評議員の補充)

第8条 評議員が任期中に辞任した場合には、必要に応じて本委員会において後任を選定することができる。後任として選定された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(評議員の補充時期)

第9条 評議員の補充は年1回とし、後任となる評議員候補者の推薦期間は、毎年7月15日までに届いた辞任届をもとに当該推薦団体へ推薦依頼後1ヶ月間とする。補充に関する本委員会は、書面をもって委員会の開催に代えることができる。この場合は、委員全員が賛成した場合に限り評議員を選定することができる。

(議事録の作成)

第10条 本委員会には事務局が同席し、議事録を作成する。委員長が議事録署名人となる。

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1. 本規程は、平成24年6月23日から施行する
2. 平成30年9月1日一部改定
3. 平成30年12月15日一部改定